

総財財第36号
令和2年3月26日

各都道府県総務部長 殿

総務省自治財政局財政課長
(公 印 省 略)

地方団体に対して交付すべき平成三十一年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

地方団体に対して交付すべき平成三十一年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第13号）は、令和2年3月26日に公布・施行されましたのでお知らせします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨御連絡いただくようお願いいたします。